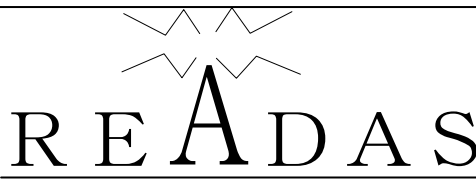


第 4524 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

特定支出控除

Q：来年から、特定支出控除が拡充されるそうですが、具体的にどのように変わりますか？

A：特定支出控除の対象と計算方法が変わります。

【解説】

特定支出控除制度とは、給与所得者がした一定の支出(特定支出)が、給与所得控除額を超えるときに、その超える部分の金額を給与所得から控除するというもので、一定の書類を確定申告書に添付することによって認められる制度です。

平成24年度の税制改正では、この特定支出の範囲が拡大されるとともに、給与所得控除額に加算される金額の見直しが行われ、平成25年度から施行されることとなっています。

①弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費用、②書籍、新聞、雑誌その他の定期刊行物、③交際費、接待費その他の費用で職務遂行に必要なものが範囲に含まれます。

限度額は、その年の特定支出の金額が次の金額を超える場合、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算されることとなります。

- ・給与収入が1,500万円以下
その年中の給与所得控除額の2分の1相当額
- ・給与収入が1,500万円超
125万円

【例】 特定支出が100、給与所得控除が120の場合(給与収入が1,500万円以下)

特定支出が100 > 給与所得控除120の1/2=60
 ∴給与所得控除に40(100-60)を加算

